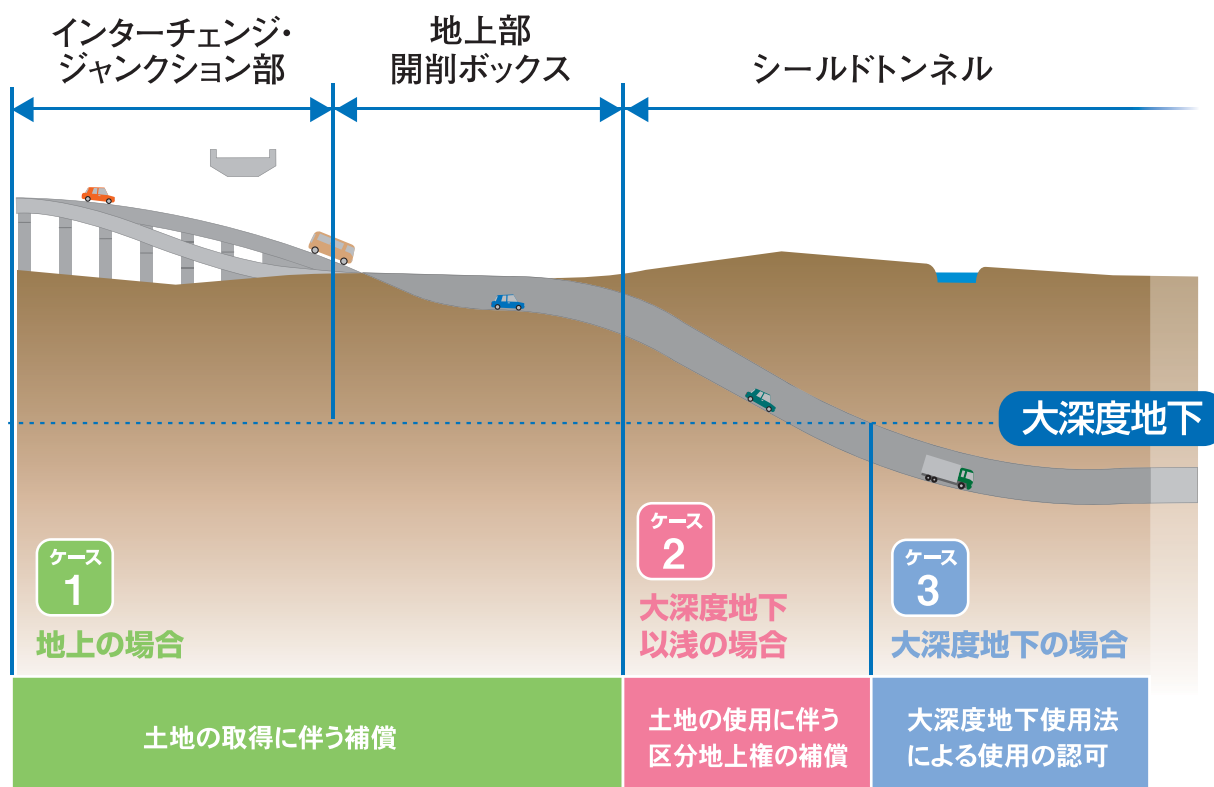




事業用地の区分

外環の大部分の構造形式は地下方式で大深度法（「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」以下同様）の適用可能な深さに計画しております。従いまして、事業用地の大部分は、大深度法の適用区域となりますが、インターチェンジ・ジャンクションや本線に接続するトンネル等の一部の区間については、土地の所有権の取得または土地の使用に伴う区分地上権の設定をさせていただくことになります。

外環事業に必要となる事業用地の区分としては、主に次の3つの形態となります。



※ 1 上記ケース 1、2 に対する補償については、その内容、算定方法等の詳細を定めた損失補償基準等に基づき補償を行います。

※ 2 上記ケース 2、3 の地上部については、原則としてこれまでと同様の土地利用が可能となります。

* 大深度地下は、次の①または②のうちいずれか深い方の深さの地下です。

① 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下 40m 以深）

② 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から 10m 以深）